

農林水産大臣  
江藤 拓 殿

全農林労働組合  
中央執行委員長 武藤 公 明



## 要 求 書

私たちは、2020年春闘交渉において、民間賃金実態を精確に把握し、公務員労働者の賃金を引き上げるよう求めてきました。連合の春季生活闘争における月例給の賃上げ結果では、プラス1.9%と定昇分に若干上乘せとなり、賃上げの流れは継続しているものの、新型コロナウイルスは収束の兆しを見せておらず、4～6月期の実質GDPは、戦後最大の落ち込みになり、わが国の社会経済は厳しい状況に置かれています。

このようななか、人事院は例年より2か月遅れで月例給の調査をはじめましたが、適切な賃金と労働条件の確保が不可欠です。また、在宅勤務・テレワークや時差出勤をはじめとした働き方改革が進められていますが、良好な公務・公共サービスを確実に提供するためにも超過勤務の上限規制の遵守、非常勤職員の待遇改善、パワー・ハラメント根絶をはかる必要があります。

一方、農林水産省においては、「新たな食料・農業・農村基本計画」に基づく各種施策やコロナ禍における各種支援策が展開されています。農林水産行政を本省・地方が一体となって円滑に推進するためには、現場と農政を結ぶ機能の充実・強化のもと、必要な予算と定員の確保が重要です。また、独立行政法人における予算についても、毎年度、運営費交付金の理不尽な効率化係数により組織・業務運営が年々厳しくなる中で、効率化係数を撤廃し、各法人の事務・事業の推進に必要な運営費交付金、施設整備費補助金の確保が重要です。

私たちは、公務関係労働者の生活と労働条件を維持・改善するため、下記のとおり要求事項を取りまとめました。貴職におかれては、組合員の生活を維持・改善し国民の期待に応える農林水産行政の円滑な推進を図るため、実現に向けて最善を尽くすよう要求します。

### 記

#### 1 2020年度賃金要求等について

1. 2020年の給与改定勧告にあたっては、公務員労働者の月例給与水準を維持し、公平・公正で客観的な官民比較に基づく勧告を行うこと。
2. 一時金については、精確な民間実態の把握と官民比較を行い、職員の生活を守るために必要な支給月数を確保すること。

3. 諸手当については、社会・経済情勢の変化、組合員の職務や生活実態を踏まえ改善することとし、労働組合と十分交渉・協議し、合意に基づいて勧告作業を進めるよう人事院に対して要請すること。特に、通勤手当については、人事異動が広域化していることを踏まえ、新幹線料金等を全額支給すること。
4. 再任用職員の給与制度については、経済的負担、定年前職員との均衡を考慮して改善すること。

## II 2021年度予算概算、組織・定員要求等について

1. 新たな食料・農業・農村基本計画に基づく農林水産行政の円滑な推進に向け、新規増員要求を行うなど必要な定員を確保すること。また、増加する定年退職者数に見合う新規採用者や中途採用者を確保すること。
2. 地方出先機関における再任用者は、厳しい定員事情を理由に短時間勤務を余儀なくされていることから、原則であるフルタイム再任用に必要な定員を確保すること。
3. 地方農政局、北海道農政事務所、県域・地域拠点については、新たな食料・農業・農村基本計画等に基づく各種施策の実施・推進体制を確立するために必要な予算と定員を確保すること。
  - (1) 県域・地域拠点において、2015年組織再編時の衆参農林水産委員会における附帯決議を踏まえ、現場と農政を結ぶ機能の充実・強化及び統計調査や食品表示監視業務、経営所得安定業務等を推進するため、増加する退職者数に見合った新規採用者など若手職員及び中途採用者やフルタイム再任用者を確実に配置すること。
  - (2) 広域化している管轄区域の業務遂行に必要な旅費・庁費などの予算を十分確保すること。
  - (3) 官用車の長距離運転が常態化していることから、乗用車型車両に更新するなど、地域の実情に応じた車両配備とするための必要な予算を確保すること。
  - (4) 業務量の増加を踏まえ、超過勤務手当や旅費、非常勤雇用経費など必要な予算を確保すること。また、北海道農政事務所の超過勤務手当予算単価については、地方農政局と同等に引き上げること。
4. 国営土地改良事業所等については、農業農村整備事業の着実な推進や激甚・頻発化する自然災害対応に必要な予算と定員を確保すること。
  - (1) 農地集積の加速化、農地の大区画化・汎用化・畑地かんがい等の整備、農業水利施設の長寿命化・耐震対策、災害復旧・復興業務など、大幅に増加してい

る予算・業務量に見合った人員と業務の効率化に必要な予算を確保すること。

- (2) 事務・事業における技術の継承を図るため、農業土木を含む新規採用者や中途採用者を確保すること。
- (3) 超過勤務手当が全額支給できるよう、超過勤務予算及び事業所等運営に必要な工事雑費や庁費を十分確保すること。
- (4) 閉鎖が予定されている事業所については、通常業務に加え、事業完了に向けた業務が増加することから、必要な予算と人員を確保すること。
- (5) 新設事業所において、組合員の業務過多とならないよう必要な人員を確実に配置すること。

5. 植物防疫所については、農作物の病虫害の侵入・蔓延防止、農産物の輸出拡大、入国制限解除後の訪日外国人旅行者の回復などに伴う水際対策を強化するため、植物検疫業務の円滑な遂行に必要な予算と定員を確保すること。

- (1) 植物病虫害の国内侵入防止対策・まん延防止対策の強化や入国制限解除後の外国クルーズ船や国際便の増便への対応など、増加する業務量に見合った人員を確保すること。特に、限られた人員で早朝、深夜勤務や24時間体制で検疫対応を行っていることから、組合員の健康面を十分に配慮した人員を確保し、配置すること。
- (2) 輸出拡大により、増加している集荷地検査などの業務量に見合った人員を確保すること。
- (3) 女性職員が働きやすい職場環境の整備に必要な予算を確保すること。また、男女ともに育児休業、育児時間等の取得しやすい環境づくりのために必要な人員を確保すること。
- (4) 出張所の統廃合に伴い、管轄区域が広域化していることから、業務遂行に必要な旅費、資材・機器等の配備に必要な庁費などの予算を十分に確保すること。
- (5) 管轄区域が広域化するなかで、集荷地検査や栽培地検査などの増加に伴い、官用車による出張が長距離・長時間化していることから、官用車の機能向上などの安全対策に必要な予算を確保すること。また、運転者の疲労による交通労働災害を防止するため、単独の長距離・長時間運転の解消などに必要な予算と定員を確保すること。

6. 動物検疫所については、アジア地域におけるASF（アフリカ豚熱）の急速な拡大、農畜産物の輸出入拡大、入国制限解除後の訪日外国人旅行者の増加等に伴い、家畜の伝染性疾病の侵入リスクが一段と高まることから、検疫探知犬導入に伴う検査体制、国際郵便物検査強化、罰則適用の厳格化対応等の水際対策の強化や国内防疫措置対応など、検疫業務強化に必要な予算と定員を確保すること。ま

た、検疫探知犬の大幅増頭に伴い必要となる施設整備費等の予算を確保すること。

- (1) 検疫探知犬の大幅な増頭や家畜防疫官の権限等の強化、広報活動促進など輸出入検疫体制の強化により業務量が増加するなか、限られた人員で早朝、深夜勤務や24時間体制で検疫対応を行っていることから、組合員の健康面を十分に配慮した人員を確保し、配置すること。
- (2) 地方空港の国際化、24時間化などにより管轄区域が広域化するなか、業務遂行に必要な旅費・超過勤務手当等の予算を十分に確保すること。
- (3) 女性職員比率が半数を超える職場実態を踏まえ、女性職員が働きやすい職場環境の整備に必要な予算を確保すること。また、男女ともに育児休業、育児時間等の取得しやすい環境づくりのために必要な人員を確保すること。

7. 船舶・漁業調整事務所については、安全運航を確保し、調査・取締業務を的確に遂行するために必要な予算と定員を確保すること。

- (1) 新造船や船舶の大型化及び現在就航中の漁業取締船の船舶業務に必要な予算・定員を確保し、船舶職員を確実に配置すること。
- (2) 外国漁船の違法操業が多発し悪質・巧妙化していることを踏まえ、取締業務に見合った人員を確保すること。特に、漁業取締時の安全を確保するため、漁業監督官の複数乗船体制を確立すること。
- (3) 犯則取締等手当については、武器による危険行為が多発している状況を踏まえ、手当単価を引き上げるとともに1日の対象となる業務の回数毎に支給すること。また、航空手当については、航空取締業務に従事した全ての職員に支給すること。

(4) 乗組員が不測の事態に安心して下船できるよう、船舶予備員を増員すること。

- (5) 業務遂行に必要なドック費用を含め消耗及び老朽部品等の交換・修理など、船舶の安全運航に必要な船舶運航費等の予算を確保すること。

8. 独立行政法人については、次の事項の実現に努めること。

- (1) 第4期中長期目標等期間終了時の評価への対応及び第5期中長期目標等の策定にあたっては、①組合員の雇用と労働条件の維持、②農林水産政策の推進と一体的に事務・事業を展開するための組織の維持、③各法人の使命を達成できる体制の継続・確保に向け万全を期すこと。
- (2) 第5期中長期目標等の策定にあたっては、運営費交付金の一般管理費及び業務経費に係る「効率化係数」を廃止するよう査定省に強く求め、実現すること。
- (3) 各法人から要望されている運営費交付金及び施設整備費補助金について、満

額確保すること。

- ① 組合員の賃金等の改定及び労働条件の改善に必要な人件費を確保すること。併せて、農研機構における再雇用職員の雇用に係る人件費を満額確保すること。
  - ② 「同一労働・同一賃金」に係る法規定の施行を踏まえ、非常勤職員等の賃金水準引き上げと一時金及び諸手当の支給、昇給制度の導入など、雇用形態間の均等・均衡待遇の実現に向けた必要な予算を満額確保すること。
  - ③ 老朽化施設の建替え・修繕等に必要な施設整備費補助金を確保するとともに、機械・機材及び研究機器の更新に必要な予算を確保すること。
  - ④ 水研教育機構における調査船が高船齢化しているため、調査・研究業務の円滑な推進と乗組員の航海の安全確保に向け、代船建造やドック経費及び修繕に必要な予算を確保すること。
9. コロナ禍における「新たな生活様式」を取り入れた働き方に不可欠なツールとなるテレワーク用PCやネットワーク等の環境整備に必要な予算を確保すること。また、感染拡大防止対策を前提とした安全・安心を確保した職場環境の整備を図ること。
10. 行政職（二）及び医療職（三）の業務に必要な要員を確保すること。また、希望者全員のフルタイムによる再任用を実現すること。
11. 2021年度の級別定数改定にあたっては、次の事項について人事院に対して強く要請すること。
- (1) 賃金決定基準である級別標準職務表を抜本的に改善すること。また、各組織の組織実態や人員構成等を考慮し、組織段階や学歴による格差が生じないように努めること。
  - (2) 有資格者全員が上位級に昇格できる定数確保を基本とすること。具体的には、以下の事項を実現すること。
    - ① 行政職（一）については、以下の事項を実現すること。
      - ア 地方出先機関等の3級・4級・5級定数を拡大すること。特に、以下の定数を拡大すること。
        - i) 地方農政局専門職の4級・5級定数を拡大すること。また、課長補佐を6級に格付けするとともに、5級定数を拡大すること。
        - ii) 事業所の3級・4級・5級定数を拡大すること。
      - イ 本省庁係長の4級、専門職の5級及び6級並びに課長補佐の6級定数を拡大すること。
    - ② 行政職（二）については、部下数制限を大幅に緩和するとともに、本省の5級定数、地方農政局の4級定数を拡大すること。

- ③ 研究職については、4級・5級定数を拡大すること。
- ④ 専門行政職については、2級・3級・4級定数を拡大すること。
- ⑤ 海事職（一）・（二）については、級別標準職務表に基づく船舶の大きさだけでなく、違反操業の漁業取り締まり等、海上勤務の特殊性を考慮して改善を図ること。
- ⑥ 医療職（三）については、小規模機関の職務実態等を考慮し、看護師を3級に格付すること。

### III 農林水産業政策の拡充・強化について

- 1. 「新たな食料・農業・農村基本計画」に基づく新たな農林水産業政策の展開にあたっては、食の安全性確保、食料自給率の向上、幅広い担い手の育成など、持続可能な農林水産業と農山漁村の確立に向け、対応すること。
- 2. 経済連携協定や自由貿易協定に対しては、世界各国が共存できる新たな「農産物貿易ルール」の確立と、国内農林水産業や地域社会、国民生活に影響を及ぼさないことを基本に対応すること。

### IV 高齢者雇用施策について

「定年を段階的に65歳に引き上げるための国家公務員法等の改正についての意見の申出」の着実かつ確実な早期実施を図ること。なお、定年引上げまでの間は、2013年の閣議決定に基づき、フルタイムを中心とする職員の希望どおりの再任用を実現すること。

### V 非常勤職員等の制度及び待遇改善について

- 1. 「同一労働・同一賃金」をはじめとする均等待遇原則に基づき、非常勤職員等の給与を引き上げること。
- 2. 改正後の「非常勤職員給与決定指針」等に基づき、着実な待遇の改善に努めること。
- 3. 新型コロナウイルス感染拡大に伴い、非常勤職員の雇用・待遇等へ影響を及ぼさないよう対応すること。
- 4. 期間業務職員制度について、当該職員の雇用の安定と待遇の改善となるよう、

適切な運用に努め、必要な改善措置を講じること。

5. 非常勤職員の休暇制度の改善について、常勤職員との均等待遇を図るため、無給休暇については、有給化を進めること。
6. 非常勤職員制度の改善に関するこれまでの取組を踏まえ、制度の抜本的改善に向けた検討を継続するとともに、労働組合との十分な交渉・協議を行い、作業を進めること。

## VI 労働条件の改善について

1. 労働時間の短縮及び休業制度等については、公務職場におけるワーク・ライフ・バランスを実現するため、「働き方改革」等を次のとおり進めること。
  - (1) 事前の超過勤務命令の徹底、ICT等を活用した職場における厳格な勤務時間管理を直ちに実施し、超過勤務を縮減するとともに、超過勤務手当を全額支給すること。  
また、新型コロナウイルス感染拡大に伴う超勤増加をはじめ超過勤務の実績等を検証するとともに、これを踏まえ必要な対策を講じること。
  - (2) 超過勤務の上限規制を完全に遵守するとともに、より実効性のある超過勤務縮減策を具体化し着実に実施すること。
  - (3) 本府省における在庁時間削減の取組の実施状況を踏まえ、その取組の強化・徹底を図ることとし、在庁時間の一層の削減に努めること。
  - (4) 1ヶ月当たり45時間を超え60時間以内の超過勤務に対する割増率について引き上げを行うよう人事院に対し要請すること。
  - (5) 公務において、「勤務間インターバル」を確保すること。
  - (6) 家族介護を理由とした離職を防止するため、介護休業制度を整備すること。
  - (7) 子の看護休暇を10日に拡大すること。
  - (8) 妊娠・出産・育児に関わる休暇制度について、子の年齢制限の緩和及び不妊治療のための休暇の新設を含め改善を図ること。
2. コロナ禍における業務運営にあたっては、日常的な職員とのコミュニケーションを通じて、管理職が業務の分担状況や進捗状況を把握し、きめ細かな工程管理を行うとともに、業務調整や応援体制の構築を図るなど、円滑な業務遂行に向けて必要な対策を行うこと。

3. 官用車出張における移動時間が勤務時間外におよぶ場合、同乗者についても共に業務を行っていることから超過勤務の対象として取り扱うこと。  
また、官用車の長距離運転が常態化している地方出先機関においては、現場実態を踏まえた官用車の機能向上などの安全対策を強化するとともに、自主運転手当を制度化するよう関係機関に要請すること。
4. 人事異動にあたっては、組合員の希望を尊重するとともに、理解と納得の上で行うこと。
5. ハラスメント撲滅に向け、一層有効な対策を着実に推進すること。特にパワー・ハラスメントについては、本年6月1日に施行された人事院規則10-16に基づいた取組を着実にを行うとともに再発防止策を徹底し、職場から根絶すること。
6. 年次有給休暇や夏季休暇の取得状況を検証し、計画的に取得できる職場環境をつくること。また、諸休暇についても取得しやすい環境整備を図ること。
7. 心の健康づくりについては、勤務条件や職場環境の改善など総合的に取り組むとともに、ストレスチェックや「農林水産省職員の心の健康づくりのための運用指針」等に基づく施策の着実な推進を図ること。
8. 障害者雇用については、障害者が、無理なく、かつ安定的に働くことができるよう障害者に寄り添った職場環境の整備を行うこと。  
また、職員に対し、障害者に対する理解を促進するための研修等を実施し、障害者・健常者が共に働きやすい職場環境を構築すること。

以 上